山長公民	T L	目次	担当課(室)
问 山 県 公 幸		規則の一部を改正する規則	
目 次	担当課(室)	【選挙管理委員会】	
		─ ○ 政治団体の名称等の公表	選挙管理委員会
【告示】		○ 政治団体の代表者等の異動	"
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課	○ 政治団体の解散	11
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	"	○ 資金管理団体の名称等の公表	"
の辞退		○ 資金管理団体の指定取消し	11
【公告】			
〇 土地改良区役員の退任及び就任届	耕地課		
〇 土地改良事業施行認可申請の縦覧	"		
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課		
の完了			
· "	"		
· "	"		
· "	"		
· "	"		
· "	"		
〇 公共施設に係る開発行為に関する工事の	"		
完了			
【人事委員会】			
〇 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給	人事委員会		
与及び費用弁償に関する規則の一部を改正			
する規則			
〇 岡山県会計年度任用職員の給与に関する	"		

◎岡山県告示第四百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和五年八月二十五日

指定した医療機関

ウエルシア薬局 倉敷駅前店名 称

倉敷市阿知一—七—二 在

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和五年七月一日 指定年月日

◎岡山県告示第四百十五号

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関 令和五年八月二十五日

指定を辞退した医療機関

王慈園訪問看護ステーション

所 在 地

倉敷市児島下の町五―二―一七

辞退年月日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和五年七月一日

青木節男古井川下流土地改自退任及び就任役員退任役員就任名氏名氏大表表表表表表表表表表表方方みみおおお< 岡上入福武友本岡矢島久實 片 近岡 藤 三成大秋藤小木本森山原林 神石宝原 耕一恭顕武誠一郎子也則 正隆一吉行作矢徳 憲久 森 浮 矢部 田部 福武友国島久實岡 石片近石原 嚴原 成大秋藤小小本森山原林林 氏 就任役員 良 恭 顕 武 延 子 也 則 行 隆一吉作矢徳勝 時 幸 紀 区 岡赤 〃和 気 和 用一六二 東幸崎六四 東本崎六四 一六二 △瀬戸町二: 町原 世 五二 7 二七六 四三—三—二〇五 四十九一

令和五年八月二十五日(四二二)土地改良区役員の退任及び就任の届出があ[四二二]土地改良法(昭和二十四年法律第百

った。

十五号) 第十

八条第十

七項の規定に

(昭和二十四年法律第百九

 \equiv

Ŧī.

兀

に供する。 八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧り申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第り申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第〔四二三〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定によ

令和五年八月二十五日て十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間港 縦覧の期間満了 日の翌日

	л.		ഥ			_													_			
岡山県備前県民局農林水産事業部	縦覧の場所に十五日	ロエドしョニトニョ	縦覧の期間	事業計画書	土地改良区定款	縦覧に供する書類	川張潮廻し2号樋門	宗津西町4番川	沖4番川樋門	北七区支線 76 号	北七区支線22号	北七区支線14号	西七区8号樋門	西七区支線114号	西七区3番2	六間桜川交差樋門	錦六区東横6樋門	錦西 14 樋門	地区名	児島湾土地改良区	申請者	
水産事	カシー) 시					$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	$\widehat{}$	(非				
尹業部	19年ナ月十五日まで	Fllhi					IJ	IJ	IJ	JJ.	JJ.	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	非補助土地改良(か				岡山県知
	`						,,	,,	,,	,,	,,	,,	,,	,,	,,	,,	,,	んがい				事
																		排				伊
																		水				原
							\smile	\smile	\smile	$\overline{}$	\smile	$\overline{}$	$\overline{}$	\smile	\smile	$\overline{}$	$\overline{}$	事業)				木
																						隆
																						太

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二四〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市長良字鬼畑四一七―二開発区域又は工区に含まれる地域

許可を受けた者の住所及び氏名

秋山 敦則総社市地頭片山三五――シャー メゾンきびじA棟

令和五年五月十六日岡山県指令建指第四五号許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二五〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

許可を受けいデン……終社市井手字西延五〇一―一、五〇二―三、五総社市井手字西延五〇一―一、五〇二―三、五開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名 五一二一六

広島県広島市西区三滝町九―二―五〇三号

令和五年六月二十二日岡山県指令建指第九五号許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二六〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

許可ともと・・・ 総社市井手字西延五○一―五、五○二―二 総発で域又は工区に含まれる地域の名称 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岡山県知事

総社市西郡八九五ポム・ダムールL二〇二号室許可を受けた者の住所及び氏名

令和五年六月二十二日岡山県指令建指第九七号許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二七〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市南溝手字高木四五二―六開発区域又は工区に含まれる地域

中山 一成総社市門田一〇一エクセレンテ三〇二号室許可を受けた者の住所及び氏名

三

許可年月日及び許可番号

中山恵美子 中山恵美子

令和五年七月三日岡山県指令建指第一○九号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二八〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

許可を受けた皆りとうこで、一一九総社市井手字袋ノ東二一〇―一九開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三宅 莉奈 三宅 友則 三宅 友則 三宅 友則

令和五年七月十三日岡山県指令建指第一二九号許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四二九〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

二六―一、五二七―八、五二三―一地先から五二四―三地先まで道津山市高野山西字下鹿子四八三―二、四八三―九、五二三―一、7一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 五二三—一、五二四—三、

許可を受けた者の住所及び氏名

許可年月日及び許可番号

三

令和五年五月十五日岡山県指令建指第四三号

令和五年八月二十五日る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 [四三〇]次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

岡山県知事 原

発区域又は工区に含まれる地域の名称

山市高野山西字下鹿子四八三—二、 五二三―一地先から五二四―三地先まで道《子四八三―二、四八三―九、五二三―一、1 五二三—一、五二四—三、

二六一一、五二七一八、

公共施設の種類

開発登録簿記載のとおり(開発登録簿は、位置及び区域 岡山県土木部都市局建築指導課におい

て

閲覧に供する。)

兀 大和リース株式会社岡山支店 岡山市北区北長瀬表町二丁目一七―八○ 副可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

支店長 板倉

許可年月日及び許可番号

五.

令和五年五月十五日岡山県指令建指第四三号

岡山県公報 令和5年8月25日 第12526号

◎岡山県人事委員会規則第四十三号

る規則を次のように定める。 山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の 一部を改正す

令和五年八月二十五日

正する規則岡山県短時 出県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 の一部を改

県人事委員会規則第二十七号) 出県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 一部を次の ように改正する。 (令和元年

第九条第二号中「)第七条第一項」を「。 う。) 第七条第一項」に改める。 第十四条第二項におい て「育児休業条例

第十四条第二項第四号を次のように改める。

いる短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の 育児休業法第二条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)

である育児休業(当該期間が二以上あるときは、 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条

が一箇月以下である育児休業承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、 の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条

◎岡山県人事委員会規則第四十四号

山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則岡山県会計年度任用職員の給与に関する 会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(令和元年岡山県人事委員会規則第二十

という。)第七条第一項」に改める。 第十三条第二項におい 「育児休業条例」

第十三条第二項第四号を次のように改める。

いる会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の一の期間 育児休業法第二条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)

の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間 (当該期間が二以上あるときは、 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条 それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下

が一箇月以下である育児休業 承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条

この 公布の 日から施行する。

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。 令和五年八月二十五日

畄 Щ 選 挙 管 理 委員

長 大

林

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

はたともこ後援会

は

湯

Ш

憲比古

政治団体の名称

代表者の氏名 たともこ

> 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

津山市小田中一三〇〇—一五—一〇 衆議院議員

(第一号)

の種類 (第二号) た ともこ、衆議院議員

公職の候補者の氏名及び公職

令和五 届出年月日

七

六

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。 令和五年八月二十五日

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委員

委 会 長 大

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 異動事項 旧 員 林

也 實 健 主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名 平 岡山市北区表町三―一一―五〇―五〇 松 直 ル 二 F 西 田

代表者の氏名 木 勝田郡勝央町黒土三七二—— Ш 也 室 健

山岡敦後援会 水嶋じゅんじ後援会

木和 #

山田 貴

岡山県行政書士政治連盟

安

井

政治団体の名称

勝田郡勝央町上香山六九三

IJ

令 和 五 四

岡山市北区富田町一―七―一五富田町ビ

令和五 ・ 二・二二 異動年月日 七・一十

◎岡山県選管告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。 令和五年八月二十五日

政党の支部 政治団体の名称

自由民主党岡山県岡山市第二十五支部

二 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

自由民主党真備支部

東原とおる後接会 高橋かいりゅう後援会

代表者の氏名 原 田 ゆうこ

令和五 ・ 六・三〇 解散年月日

七・一五

代表者の氏名

橋 間 勝己 ゆうこ

畄 Щ 県 選

挙

管

理委員会

令和五 ・ 七・二五 解散年月日 六・三〇

大

林

長

裕

◎岡山県選管告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

令和五年八月二十五日

資金管理団体の届出をした 者(代表者)の氏名

たともこ

衆議院議員

はたともこ後接会

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

津山市小田中一三〇〇—一五—一〇二

選 挙 管 理 委員 会 長

畄 Щ 県

大 林

七 五.

令和五

指定年月日

◎岡山県選管告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和五年八月二十五日

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

東原とおる後援会

資金管理団体の名称

畄 Щ 選 挙 管 理

委

令和五 ・ 七・一五

なくなった年月日 資金管理団体で

員 長 大

林